

〔論 文〕

## ジェンダー統計視点からみた自営業世帯・農家の家計

粕谷 美砂子

Household Economy of Self-employed and Farm Households  
from the Viewpoint of Gender Statistics

Misako KASUYA

The main purposes of this study are threefold. First, it seeks to understand the position and quantitative changes of the self-employed by using government statistics. Second, it aims to analyze and study the family income and expenditure of self-employed and farm households from the viewpoint of gender statistics. Third, it attempts to define problems in improving the positions of female self-employed persons and to describe the relationship between the situation in Japan and foreign trends.

The study examined these issues from the perspective of gender by using government statistics including the “Labor force survey,” the “National survey of family income and expenditure,” the “Family income and expenditure survey,” and the “Agricultural management statistics study.”

This study noted that the United Nations Millennium Development Goals include numerical analyses of self-employed workers and family workers and set goals to be attained by 2015. Furthermore, the compensation of self-employed workers in Japan was examined by a non-governmental organization, the Committee on the Elimination of Discrimination against Women. These fact-finding trends also motivated the author to clarify the compensation of family-employed people’s labor.

By analyzing and examining the current government household economy statistics paying particular attention to gender statistics, it became clear that the statistics did not fully reveal the economic power of females, and that there was less information concerning women in households of self-employed persons and farmers than there was regarding women in workers’ households. Studying government statistics in terms of gender is important in clarifying gender problems and in formulating gender equality policy.

*Key words:* *self-employed household* (自営業), *farm household* (農家), *family income and expenditure* (家計), *gender statistics* (ジェンダー統計), *family worker* (家族従業者)

## 1. はじめに

筆者はこれまで、農家における女性農業従事者の男女共同参画に関する政策諸課題の解決のツールとして、「農業センサス」, 「繭・米の生産費調査」, 「農業経営統計」<sup>1</sup>, 「家計調査」, 「全国消費実態調査」等を使用し、ジェンダー統計視点から動向を整理し、

問題点や改善点を明らかにしてきた(粕谷 1999, 2001, 2002, 2003, 伊東・粕谷・伊藤 2001, 粕谷・伊藤 2002, 2003)。ジェンダー統計とは、統計の作成にあたって、たんに男女区分があるというだけでなく、問題のある男女の状況把握や関係改善に連動することを認識して作成された統計(数値および統計図表のこと)である(伊藤 2008, 86)。ジェンダー統計は、

ジェンダー問題の把握・分析，ジェンダー平等に向けた政策立案を可能にする（杉橋 2009，153）。さらに，筆者は政府統計の中でも大規模中枢統計だけでなく中規模政府統計，委託や関連団体・機関の調査等では把握できない女性農業従事者とその家族の意識および実態把握については独自にアンケート調査や聞き取り調査を実施し，質的分析を行ってきた（粕谷・天野 2004，天野・粕谷 2008，粕谷・向野・天野 2008）。

筆者は女性農業従事者の生活問題に取り組む過程で，農業を含む自営業者層全体，さらには「女性労働の総体としての把握の必要性」（伊藤 2008，229-249）を認識し，非農業部門の賃金雇用における女性だけでなく，非給与所得者の女性に着目するに至った。一方，これまであまりとりあげられることのなかった漁業に従事する女性の労働や役割の評価を可視化する必要性が示され，漁業センサスにおいても漁業に従事する女性のデータが不十分であることが指摘され始めている（中道 2008）。さらに，自営業者に関連する国際的な動向として，国連での次の2点が注目に値する。

第1点は，国連「ミレニアム開発目標（MDGs）」に関してである。MDGsは，世界の10億人以上の極度の貧困を2015年までに削減するという目標を中心課題とする，具体的かつ測定可能な数値目標を掲げたものである。2001年に発表された目標は，当初8つの目標，18のターゲット，48の指標が定式化されたが，2006年にターゲットと指標の数が増やされた（法政大学日本統計研究所 2003，伊藤 2008，

233-235）。その目標1「極度の貧困と飢餓を撲滅する」のターゲット1-B「女性と若者を含むすべての人々の，完全で生産的な就業とディーセントワーク<sup>2</sup>を達成する」に4つの指標が示されており，4つめの指標が「1.7 就業者総数中の自営業者と貢献する家族従業者<sup>3</sup>割合」である。このターゲットと指標は旧2001年版にはなく，2006年改訂版で新たに加えられている。

第2点は，家族従業員に女性が多いことから，関連NGO組織の婦人部が，2009年7月にニューヨークで開催された国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の日本審査に向けて，収入にかかわる事項で，日本の「所得税法」の家族従業者のジェンダー課題について改善を要求した点である。それは，家族従業者の働き分が，所得税法第56条に「配偶者とその親族が事業に従事したとき，対価の支払いは必要経費に算入しない」主旨のことが書かれているのを廃止せよというものであった。事業主の家族（妻，子ども，親族など）が従業員として働いた場合は，どんなに長時間働いたとしても，その給料は税法上の「必要経費」に含まれないため，配偶者の事業専従者控除額86万円，その他親族の同控除額50万円を除いて，すべて事業主の所得に合算されてしまい，従業員としての給料と認められないというのである。日本と違って，外国では「家族従業員であるかどうかを問わず，正当な給与は事業経費として控除を認める（アメリカ）」など，多くの国で「家族従業者は従業員と同じ」と扱われており，この日本の所得税法第56条の廃止の運動がCEDAWの日本審査への

- 1 「農業経営統計調査」は，農家及び農家以外の農業事業体の経営並びに農畜産物の生産費の実態等を明らかにし，農業行政の資料を整備することを目的とした，統計法による指定統計第119号である。このうち，「経営形態別経営統計」は，調査の体系としては，「営農類型別経営統計」の中でさらに「個別経営」，「組織経営」と並列にある。この「経営形態別経営統計（個別統計）」は，個別農家経済の再生産過程を把握することによって，国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農家経済の動向を明らかにし，国民経済における農業の地位並びに商品市場及び資本市場としての農家経済の実態を把握することを目的に作成されている（農林水産省大臣官房統計部 2008，1）。関連調査は，農家経済調査として大正2年に農商務省の委託により帝国農会が実施したのが最初で，その後中断，統合，整備等により統計調査名は変化している。ここでは，現行の調査名を用いた。
- 2 厚生労働省はディーセントワークを「働きがいのある人間らしい仕事」の意味としている。ILO事務局長は1999年にディーセントワークを「十分な所得および機会，労働の権利，社会対話と同様に社会的保護も備えた就業」と説明した（伊藤 2008，229-230）。ディーセントワークについては堀内（2002），伍賀（2003），大竹（2009）を参照。
- 3 contributing family workers，1993年ILO採択。従業員上の地位の国際分類ICSE-93による。

勧告要求に発展したのである。「勧告」には入らなかったがこうして日本の家族従業者のジェンダー課題も、はじめて国際的な場で光が当てられた。

以上のような国際的な背景をも加味して、本稿では、産業構造の変化及び高齢社会を背景に、比重を変化させている日本の非給与所得者の家計をとりあげ、数的には減少しているとはいえ、まちづくりや地域活性化、起業等で新しく見直されている自営業者層を、個人としてではなく世帯を単位として、その生活経済の営みを明らかにする。

本研究の目的は、第1に、政府統計を用いて自営業従事者の数の推移、一般世帯に占める自営業主世帯の割合等基礎的データを基に自営業者の位置・量的推移を把握すること、第2に、現行政府家計統計を用いて自営業世帯の家計及び自営業のうちの農家の家計を、ジェンダー統計視点から分析し、考察すること、第3に、女性自営業従事者の地位向上の問題点とその国内外の動向との関連を整理することである。

研究方法は、関連政府統計を用いてジェンダー視点から検討する。主に使用した統計は、「労働力調査」、「全国消費実態調査」、「家計調査」、「農業経営統計調査」である<sup>4</sup>。

## 2. 自営業世帯の家計とジェンダー

### (1) 自営業従事者数

「就業構造基本調査」が開始された1956年には、性別有業者総数に占める自営業従事者（自営業主＋家族従業者）の割合は、女性68%、男性46%であったが、その後大きく減少し、2007年には、女性12%、男性14%となった。家族従業者は、7割から8割を女性が占めており、女性は主に家族従業者として自営業を支えてきた。1982年に約300万人で女性割合31%の頂点に至った女性自営業主は、その後減少傾向にある（粕谷 2009, 44-45）。

「労働力調査」では、就業者を従業上の地位別に区分し、大きくは「自営業主」、「家族従業者」、「雇用者」に区分している。自営業主は、個人経営の事

業を営んでいる者で、さらに「雇有業主（雇い人あり）」、「雇無業主（雇い人なし）」と区分される。「家族従業者」は、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者である。

2008年「労働力調査」（総務省統計局 2009b, 96, 104）を用いて従業上の地位・産業別雇用者・自営業主・家族従業者数を男女別にみる。全産業における就業者は女性2656万人で全就業者数の41.6%、男性3729万人で58.4%であった。男女別に自営業従事者の就業者に占める割合をみると、女性は330万人で12.4%、男性499万人で13.4%であった。自営業従事者は男女とも就業者の1割程度である（ちなみに雇用者は女性87.0%、男性86.1%）。自営業主は女性148万人、男性458万人、家族従業者は女性182万人、男性41万人である。女性は自営業主よりも家族従業者の方が約1.2倍多く、男性は自営業主の方が家族従業者に比べて約11.2倍も多い。

### (2) 階級構成の推移の中での自営業者の位置

ここで、所得の量をみる前に、生活経済の営みを分析する際に前提となる、所得の源泉がどこからくるかを確認しておく。所得の源泉は階級・階層（資本家階級、自営業者層、労働者階級）によって異なる。ここでは、経済学や社会学で長い伝統をもつ階級論議に立ち入らないが、本稿は、賃金所得ではない非給与所得者である自営業者層をとりあげるの、簡単に、自営業者に括られる層の数的変化をみておく必要があるという理由から、階級構成をごく簡単にみていく。

明治初期、封建時代から引き継がれた階級構成は、総人口の94%が平民、残りの6%が士族などの支配階級であったが、職業別にみると約8割が農民人口、商業人口が7%、工業人口が4%、その他、雑業にたずさわるものが1割であった（伊藤 1969, 132）。

これに対して戦後日本の階級構成の推移を、大橋・田中・山田が、国勢調査の組替えによって計算している（山田編 2009, 11）のでそこから抜粋して

4 この他、従事者数を確認するために「就業構造基本調査」、「国勢調査」、「農業センサス」も使用・参考とした。

表1に示す。日本の資本主義は、個別家族に農業生産の機能を期待して出発したことから、1955年においてもなお農林漁業従事者を中心にした「自営業者層」が過半数を占め、「労働者階級」は44%に過ぎなかった。しかし技術革新を基礎にした高度経済成長政策が進展してくると、「労働者階級」が1960年に50%を、1975年には60%を超え、2000年には75%となり、2005年は78%に達した。「自営業者層」は、1975年に3割を切り、2005年には15%にまで減少している。特に「農林漁業作業員」(1955年の37.7%が2005年に3.9%)ならびに「家族従業者」(1955年30.0%が2005年4.7%)の減少は著しい。労働者階級が漸増して約8割弱、自営業者層が漸減して15%を切っている。

政府統計では、世帯主(男性であることが多い)の職業によって世帯職業分類が示されているが、妻が有業者である場合も、世帯主の属性によって世帯が区分されているため、妻が世帯主でない限り世帯内

の女性の階級的属性が消されてしまうという問題が生じる。そこで、世帯を単位として自営業者層を把握するときには、世帯の構成員の複数の労働力人口(多くの場合、夫と妻)の職業的、あるいは階層的掛け合わせを問題にしなければならない。

この種の統計表は、生活経済論の教育と研究にとって不可欠のものであるが、世帯の階級的属性どころか、一般に産業属性や職業属性さえも、世帯の構成員である複数の労働力を考慮に入れない政府統計からは直接には得られない。

さて、上記の限界を念頭に置いた上で、家計調査の世帯主の職業属性によって、自営業世帯の位置を表2に示す。1960年以降、45年間に世帯の階層構成は「自営業主世帯」が42%から13%まで減少し、なかでも「農林漁業就業世帯」は24%から2%と約10分の1になった。かわって「雇用者世帯」が54%から1985年に68%まで増加した後、2005年には60%となった。なお、「労働者階級」に属する世帯員がいる「自営業主世帯」も数パーセントある。また「労働者階級」の定年後の高齢者世帯が中心をなすと思われる「非就業者世帯」は、1960年の3.9%が2005年に26%まで増加している点も無視できない。

表1 戦後日本の階級構成の推移にみる  
自営業者層の位置

(単位: %)

	1955年	1975年	2000年	2005年
資本家階級	2.0	5.8	6.8	5.8
自営業者層	53.2	29.6	15.9	14.9
自営業者と家族従業者	52.4	27.5	13.4	12.2
農林漁業作業員	37.7	12.7	4.2	3.9
鉱工運通従事者	6.2	6.9	4.4	4.1
販売従事者	7.0	5.4	2.9	2.4
サービス職業従事者	1.5	2.5	1.9	1.8
専門的、技術的職業従事者	0.9	2.2	2.5	2.5
上記のうち家族従業者	30.0	12.6	5.3	4.7
労働者階級	43.6	63.2	75.2	77.7
うち、完全失業者	1.9	2.3	4.7	6.0
他(軍人・警官・保安サービス員を含む)	1.2	1.4	2.1	1.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1975年までの計算は大橋隆憲編著(1971)『日本の階級構成』岩波書店、84-85頁、及び大橋隆憲(1979)『階級構成分析の目的』坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』有斐閣。1985年、1990年、1995年は田中尚美の計算による(本稿では省略)。2000年、2005年は編集者山田茂の計算による。

(資料) 本表の主要項目は、当該年の『国勢調査結果』の「職業、従業上の地位別就業者数」を組替えたものである。

(出所) 山田茂編(2009)『インターネット対応 統計資料集 2009』産業統計研究社、11頁より抜粋し、参考として作成。

### (3) 自営業世帯の家計

さて、上記で自営業者の位置・量的推移をみた上で、家計の問題に移る。2008年「家計調査年報『I 家計収支編』」の「世帯主の職業別1世帯当たり1か月の収入と支出(総世帯)」を用いて、自営業世帯の家計をとりあげる。

自営業は、「勤労者以外の世帯」のうちの「個人営業世帯」に分類され、さらに「商人及び職人」、「個人経営者」、「農林漁業従事者」の3種類に分けられる。勤労者世帯とは、給与所得者、大雑把にいうと労働者階級のことである。

勤労者世帯と、自営業世帯として個人営業世帯(商人及び職人・個人経営者・農林漁業従事者)をとりあげる(表3)。

集計世帯数にはかなりばらつきはあるが、各項目を比較してみる。世帯人員は勤労者世帯が2.82人



表2 世帯の経済構成別一般世帯の割合

(単位: %)

	1960年 <sup>1)</sup>	1970年	1975年	1980年	1985年	2000年	2005年
(総世帯数)	(19,664,100)	(26,856,356)	(31,270,506)	(34,105,958)	(36,478,289)	(46,782,383)	(49,062,530)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
I. 自営業主世帯 (世帯主が自営業主)	41.8	30.1	24.9	23.0	19.9	14.6	13.1
A. 農林漁業就業者世帯	23.7	13.5	9.3	7.3	6.3	1.8	1.7
(1) 専 業	16.7	7.8	4.9	3.5	2.9	1.5	1.4
(2) 商工自営業者・雇用者の性格の	7.0	5.7	4.4	3.8	3.4	0.3	0.3
B. 商工自営業者世帯	18.1	16.6	15.6	15.7	13.6	12.8	11.4
(1) 専 業	12.9	12.0	11.6	11.5	9.3	6.3	5.6
(2) 農民的性格の	1.1	0.5	0.4	0.3	0.2	1.4	1.2
(3) 雇用者の性格の	4.1	4.1	3.6	3.9	4.1	5.1	4.6
II. 雇用者世帯 (世帯主が雇用者)	54.3	64.6	67.3	67.8	68.3	63.7	59.7
(1) 農民的性格の	5.9	4.3	3.3	2.7	2.2	0.2	0.2
(2) 商工自営業者的性格の	2.5	3.9	3.2	3.4	2.9	0.7	0.6
(3) (非農林)雇用者のみの	45.9	56.4	60.8	61.7	63.2	62.8	58.9
III. 非就業者世帯	3.9	5.2	7.3	9.1	11.6	20.9	25.8
IV. 分類不能の世帯	0.0	0.1	0.5	0.1	0.2	0.8	1.4

(注) 1) 10% 抽出集計結果

(資料) 1985年まで国勢調査の「経済構成別普通世帯数」より鈴木敏子作成, 2000年, 2005年は筆者作成。

(出所) 宮崎礼子・伊藤セツ編 (1989)『新版 家庭管理論』有斐閣, 42頁

「国勢調査」2000年, 第26表, 「国勢調査」2005年, 第18表, 第3次基本集計「世帯の経済構成別一般世帯数」総務省統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所

URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/index.htm> 2009年9月23日アクセス

に比べ、個人営業世帯では2.93人(商人及び職人2.84人, 個人経営者3.30人, 農林漁業従事者3.54人)と多い。有業人員は個人営業世帯の方が多。世帯主の年齢では勤労者世帯よりも10歳以上高いことに注意を要する。持家率は、勤労者世帯が61%に比べ、個人営業世帯では85%以上であり、農林漁業従事者世帯においては98%である。これも年齢との関係もあるが、個人営業世帯は持家率が高い。その上で年収をみる。年収は、二人以上の世帯の詳細結果表「年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」(家計調査年報(家計収支編)平成20年 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/2008np/index.htm> 2009年9月23日アクセス)で確認することができる。ただし勤労者以外の世帯(無職世帯を除く)の収入は、かろうじて部分的に年間収入しか調査されていないという問題がある。つまり、個人営業世帯としての括りではしか把握できず、年平均の数値である。それによると、全国平均で勤労者世帯が712万円、個

人営業世帯が652万円で勤労者世帯が60万円多い。

一方、2004年「全国消費実態調査」では、これも世帯主の職業別に、二人以上の世帯の個人営業世帯(さらに商人・職人, 個人経営者), 農林漁家世帯別の年間収入が確認できる(表4)。すなわち、勤労者世帯は743万5000円, 勤労者以外の世帯は630万2000円, 個人営業世帯は771万5000円(商人・職人世帯は722万9000円, 個人経営者世帯は1210万9000円), 農林漁家世帯は689万2000円である。勤労者世帯と勤労者以外の世帯では113万円の差で後者の年収が低い。中でも農林漁家世帯の年間収入は最も低い。そのうちの「農林漁業収入」は274万5000円で、農林漁業収入だけでは生活が困難であることがここからも想像できる。一方、「商人・職人」「個人経営者」の主な収入源は、「農林漁業以外の事業収入」であるが、「個人営業世帯」では264万3000円、「商人・職人」では229万1000円、「個人経営者」では582万3000円である。次いで目

表3 世帯主の職業別1世帯当たり1か月間の支出

(単位: 円)

項目	勤労者世帯	勤労者以外の世帯	個人営業			
			商人及び職人	個人経営者	農林漁業従事者	
世帯数分布(抽出率調整)	5,315	4,685	1,102	933	65	104
集計世帯数	4,527	3,994	1,057	910	79	67
世帯人員(人)	2.82	2.19	2.93	2.84	3.30	3.54
有業人員(人)	1.50	0.75	1.94	1.89	2.04	2.36
世帯主の年齢(歳)	45.6	67.1	59.7	59.6	55.2	64.3
持家率(%)	61.3	85.2	87.4	86.1	89.3	98.0
家賃・地代を支払っている世帯の割合(%)	35.6	13.9	11.8	13.2	9.5	0.8
消費支出	291,498	227,091	246,392	244,084	334,817	211,516
食料	64,548	56,085	65,075	65,277	78,460	55,409
住居	22,510	14,864	11,901	12,347	12,068	7,767
光熱・水道	19,239	19,622	23,137	22,835	27,562	23,531
家具・家事用品	8,718	7,871	8,224	7,887	13,515	7,585
被服及び履物	13,068	9,033	10,663	10,801	17,127	5,422
保健医療	9,896	11,808	10,881	10,900	9,279	11,735
交通・通信	43,531	23,623	29,246	28,791	34,805	29,744
教育	13,956	3,628	9,106	8,266	30,712	3,077
教養娯楽	31,018	25,350	23,947	23,915	37,068	15,916
その他の消費支出	65,015	55,207	54,212	53,065	74,220	51,330
現物総額	7,432	8,080	8,137	7,477	7,989	14,356
エンゲル係数(%)	22.1	24.7	26.4	26.7	23.4	26.2
調整集計世帯数	531,485	468,550	110,238	93,339	6,509	10,391

(出所) 総務省統計局(2009a)『平成20年 家計調査年報《I 家計収支編》』第5表より筆者作成。

立つのは、「商人・職人」世帯の「家賃・地代」109万3000円である。

2008年「家計調査」の消費支出に戻る(表3)。勤労者世帯に比べて個人営業世帯が支出の多い項目は、食料、光熱・水道、保健医療である。ただ、個人営業世帯のうち、個人経営者世帯は、勤労者世帯に比べ消費支出は4万3000円も多く、住居、保健医療、交通・通信以外はすべて他の世帯よりも支出が多い。一方、最も消費支出の少ないのは農林漁業従事者世帯の21万1516円で、勤労者世帯に比べ7万9982円も支出が少ない。勤労者世帯よりも農林漁業従事者世帯の方が支出が多い項目は、光熱・水道、保健医療である。保健医療が高いのは、年齢が高い所以であると思われる。食料費は勤労者世帯6万4548円で、農林漁業従事者世帯は5万5409円と

約9000円少ないが、現物総額では、勤労者世帯7432円に比べ、農林漁業従事者世帯は1万4356円で約2倍の差がある。農林漁業従事者世帯の現物総額分の多さが特徴的である。食料費について詳細をみると、勤労者世帯の方が個人営業世帯より支出が多いのは、菓子類、飲料、外食である。農林漁業従事者世帯が他の個人営業世帯と比べ若干支出項目の内容が異なっており、勤労者世帯よりも穀類、乳卵類、調理食品、飲料、外食が少ない。外食は勤労者世帯が1万6128円、個人経営者が1万6526円と支出が多く、農林漁業従事者世帯5493円の約3倍の支出となっている。調理食品については、個人経営者世帯が8895円、商人及び職人世帯が8052円と支出が多く、勤労者世帯7739円、農林漁業従事者世帯5493円の順となっている。これら食料費の支出

状況だけを見ても、それぞれの世帯のライフスタイルが読み取れる。

個人営業世帯の家計をジェンダー視点で分析することは、「家計調査」では収入主体の男女別表示が示されていないため不可能である。しかしながら、「全国消費実態調査」では例えば勤め先収入の男女別表示が採用されており、「世帯主が男の収入」と「世帯主が女の収入」が対で、また「配偶者が男の収入」と「配偶者が女の収入」が対で示されている。ちなみに、2004年「全国消費実態調査」によると(表4)、世帯主が男の年間勤め先収入は勤労者世帯で530万5000円、個人営業世帯158万9000円で3倍の開きがある。世帯主が女の勤め先収入は、勤労者世帯22万円、個人営業世帯4万5000円である。一方、配偶者が男の勤め先収入は勤労者世帯1万9000円、個人営業世帯は9000円、配偶者が女の勤め先収入は勤労者世帯84万1000円、個人営業世帯は68万5000円である。

### 3. 農家家計とジェンダー

#### (1) 農家数・農業従事者数

次に、勤労者家計とは異なった特徴をもっている自営業世帯のうちの農家家計をとりあげる。日本の農家戸数は、雇用機会の拡大による都市部への農家人口の流出や高齢化に伴う離農等による1950年をピークに減少を続けている。

2005年「農林業センサス」(農林水産省大臣官房統計部 2007)によれば、総農家数は、284万8166戸であった。販売農家(経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家)数は196万3424戸で、10年前の1995年より68万8000戸、5年前の2000年より37万3000戸減少している。主業農家(農業所得が主:農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家)は、2005年は、42万9467戸で販売農家数の22%である。準主業農家(農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家)の販売農家数合計に占める割合は23%、副業的農家(主業農家、準主業農家以外の農家)は56%を占める。主業農家と準主業農家は、10年前(1995年)より4割減少している。

2005年の販売農家を専業別にみると、専業農家は44万3158戸(全体に占める割合は23%)で、2000年(18%)に比べ4%増加している。兼業農家が8割弱を占めている。農家世帯員数は、農家戸数と同様に減少傾向にあり、2005年は837万人と10年前(1995年)より31%、5年前(2000年)より20%減少し、近年減少幅が拡大している。

#### (2) 農家家計

勤労者世帯では、労働力の再生産に必要な物は生産されないから、生活手段を購入しなくてはならない。しかも労働力を販売するのが世帯員個々人で、その賃金は個人に支払われる。これに対して農家では、農産物を生産しているから、その自家生産物を自ら消費することができる。すなわち、農家では労働力再生産に必要な生活手段は、一部が自家生産物であり、他が購入されることになる。さらに農家では個人ではなく家族単位で農業に従事し、農産物を生産し、これを販売して利益を得る。

したがって、農家は第1の面では生活手段は自家生産物の消費と他の生活手段の購入とで消費を賄い、家計を営むという特質があり、第2の面では、農家経営と家計が区分しがたいという特質がある。農家家計は、勤労者以外の世帯の家計の中でも明確な特徴をもち、農林水産省によって統一した調査が行われている。販売農家の農家家計については、「農業経営統計調査」の「経営形態別経営統計(個別経営)」でとらえることができる。筆者は2006年の全国販売農家1戸当たり平均の主な農家経済に関する表を作成した(粕谷 2008, 85)。2006年「農業経営統計調査」では、主な農家経済を、主副業別(主業農家、準主業農家、副業的農家)のほか、農業労働力保有状態別として「男女の専従者がいる農家」、「専従者が男子のみの農家」、「専従者が女子のみの農家」で把握可能である。この農業労働力保有状態別では、「専従者が女子のみの農家」の農業所得は年間134万円と最も少なく、農業依存度は32%、農業所得率は36%である。

表4 世帯主の職業、年間収入の種類別1世帯当たり年間収入(二人以上の世帯)

(単位: 千円)

年間収入の種類	勤労者世帯		勤労者以外の世帯			農林漁家世帯
			個人営業世帯	個人経営者		
				商人・職人	個人経営者	
集計世帯数	29,836	20,373	5,096	4,608	488	1,881
世帯人員 (人)	3.52	2.88	3.37	3.35	3.52	3.86
18歳未満人員 (人)	0.98	0.31	0.59	0.57	0.80	0.55
65歳以上人員 (人)	0.25	1.07	0.63	0.64	0.51	1.26
有業人員 (人)	1.70	1.16	2.07	2.07	2.05	2.61
世帯主の年齢 (歳)	46.4	63.9	56.6	56.8	54.1	62.3
世帯主の性別 男 (人)	0.921	0.927	0.944	0.941	0.971	0.973
世帯主の性別 女 (人)	0.079	0.073	0.056	0.059	0.029	0.027
持ち家率(現住所)(%)	74.3	88.8	85.7	85.7	85.3	98.5
消費支出 (円)	340,926	294,508	301,937	291,765	393,904	288,650
うち耐久財 (円)	17,812	14,942	12,534	12,525	12,616	16,586
年間収入	7,435	6,302	7,715	7,229	12,109	6,892
経常収入	7,382	6,172	7,609	7,123	12,003	6,663
勤め先収入	6,774	2,210	2,982	2,791	4,709	1,863
世帯主収入	5,525	1,193	1,634	1,505	2,796	295
世帯主が男の収入	5,305	1,163	1,589	1,460	2,752	293
世帯主が女の収入	220	30	45	45	44	2
世帯主の配偶者の収入	860	400	695	646	1,138	319
配偶者が男の収入	19	3	9	10	2	1
配偶者が女の収入	841	397	685	636	1,135	318
他の世帯員収入	389	617	654	641	774	1,248
事業・内職収入	125	1,664	3,765	3,457	6,556	3,340
農林漁業収入	19	237	35	34	36	2,745
農林漁業以外の事業収入	13	933	2,643	2,291	5,823	124
家賃・地代	79	462	1,051	1,093	671	436
内職収入	15	32	37	38	25	36
他の経常収入	483	2,298	861	875	738	1,461
利子・配当金	16	45	27	25	40	22
公的年金・恩給給付	343	1,895	688	707	513	1,279
世帯主への給付	146	1,408	417	430	300	749
世帯主が男への給付	129	1,341	389	401	274	734
世帯主が女への給付	19	68	28	28	26	15
世帯主の配偶者への給付	32	364	129	132	103	272
配偶者が男への給付	7	3	5	6	1	2
配偶者が女への給付	25	361	124	126	102	271
他の世帯員への給付	165	123	143	146	110	257
企業年金・個人年金給付	57	285	128	123	170	141
世帯主への給付	36	226	81	77	115	87
世帯主が男への給付	33	216	74	70	112	86
世帯主が女への給付	2	10	7	7	3	2
世帯主の配偶者への給付	7	47	28	27	38	33
配偶者が男への給付	1	0	1	1	—	—
配偶者が女への給付	5	47	28	26	38	33
他の世帯員への給付	15	12	18	18	17	20
仕送り金	67	72	19	20	16	19
その他の年間収入	35	100	78	78	79	130
現物収入	17	30	28	28	27	99

(出所) 総務省統計局(2006)『平成16年全国消費実態調査報告 第1巻 家計収支編』第32表より筆者作成。



### (3) 女性農業者の労働報酬・収益配分・資産形成と家族経営協定

日本の農業は家族経営（家族の労働による）で営まれてきた。その際、所得は家族・世帯全体のものでありながら、世帯主あるいは経営主に帰属していた。「家族経営協定」<sup>5</sup>とは、家族農業経営を構成する世帯員が対等の立場で共同して経営体づくりとその運営に参画できるように、家族間において労働条件、経営上の位置や役割分担、働きに見合った所得の配分、資産形成を含む生活条件、家事・育児・介護等にかかわる生活ルール等に話し合いをもとにした取り決めのことである。家族員が話し合い、文書を作成し、さらには第三者立ちあいのもとで合意をした書面が、「家族経営協定書」である。農林水産省が1995年に「家族経営協定」に関する推進通達を発し、農家経営を活性化し、また農業における女性の地位向上を図ろうとした。2008年3月31日時点の家族経営協定締結数は、全国で4万663戸となり、12年前の1996年の約7.6倍、2007年に比べ2942戸（7.8%）増と、年々増加している<sup>6</sup>。ただし、協定締結の推進を開始した1995年から10年余を経て、協定の見直しが必要となってきた。

長い間、農業収入は一括して経営主とされる男性名義で扱われ、家の収入として管理され、個人への配分はされてこなかった。このため、女性農業者たちは、ペイドワークに従事しているにもかかわらず、

働きに見合った所得は個人に配分されてこなかった。女性農業者は自分名義の土地・財産をほとんどもたず、農業者年金加入の条件でも差別されてきた経緯がある。さらに農業労働に加え、女性農業者たちは、根強い性別役割分業意識によって家事・育児・介護などの再生産労働も担ってきた。このような状態の中で、女性農業者の生産労働に対する貢献とアンペイドワークである家事・育児・介護労働を可視化して評価し、正当な報酬とともにペイドワークとアンペイドワークを男女が衡平・平等に担うことを目指す、既述の「家族経営協定」が取り組まれている。

## 4. おわりに

以上、家計統計を用いて自営業世帯の家計、さらに農家については「農業経営統計」をジェンダー視点から分析した。関連して自営業者の税制問題や、農家の「家族経営協定」について言及した。

その結果、非給与所得者（自営業・農業）世帯の現行政府家計統計による検討結果は以下の5点にまとめられる。

第1に、家計調査では、世帯主が非給与所得世帯の年収は「個人営業世帯」としての括りでしか把握できず、「全国消費実態調査」では「個人営業世帯」だけでなく、さらに細分類である「商人・職人」、「個人経営者」と「農林漁業世帯」について把握可能であった。

5 「家族経営協定」は税制や農地の制度とリンクしているわけではなく、協定の内容とは無関係に、所得は農地所有者たる（多くの場合）夫のものとして申告される場合が多い。女性農業者の自立や経済的地位の向上の視点からは、各種の制度との関係をどうするかが大きな課題とされている（酒井 2008, 12）。本稿冒頭でふれた家族従業者の労働報酬（給与）と所得税法56条との関わりについて、農業についても同様の議論がある。酒井（2008, 20）は、所得税法56条の問題を以下のように指摘している。以下引用すると、「所得税は個人課税が原則であるが、親族間の取引については、所得税法56条に『事業から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例』を設けている。この規定により、生計を一にする親族間では、経費を支払っても税法上の経費とは認められない。この規定があるために、農業女性が部門別経営で経営主として認められて申告する場合や、起業して自ら納税者となった場合、農業所得者である夫から農産物を仕入れても、経費とは認められない。夫の収入金額にも算入されない。独立した事業において、各々の所得が税務上の所得と一致しないこととなる。親族であるという理由で、税法上は、独立した個人とはみなされないという扱いである。所得の分散による租税回避を避けるための規定とされているが、現実に独立した事業を営んでいる場合までも、所得の分散と見る必要はない。個人単位課税を徹底するならば不要な規定である。」と指摘している。

6 ただし、千葉（2008, 182-183）は「家族経営協定」が農業構造政策とセットで進められ、グローバリゼーションに直面した市場主義化が背後にあったことは見落とせないとし、女性農業者支援施策の新自由主義的な性格をとらえることによって女性農業者のおかれている状況がより正確に把握できると指摘している。

第2に、自営業といっても「個人営業世帯」、さらに「商人・職人」、「個人経営者」世帯と「農林漁業世帯」では収支項目による違いが確認された。年間収入では「農林漁業世帯」が最も低く、現物収入があるとしても農林漁業収入だけでは家計を維持するのが困難な状況が示された。「農林漁業収入」や「農林漁業以外の事業収入」は約230万円から275万円で、決して高い金額ではない。勤労者世帯と比較して、自営業の厳しさといえよう。支出項目では、食糧費を例にあげると、農林漁業世帯が外食や調理食品が少ないなど、ライフスタイルが読み取れた。

第3に、「家計調査」では世帯主が非給与所得世帯の収入主体の男女別表示が示されていないため、ジェンダー視点での分析は不可能であるが、「全国消費実態調査」では、非給与所得世帯にも一部収入主体の男女別表示が採用されているので比較可能である。しかしながら、男女別に把握できるのは、勤め先収入や公的年金・恩給給付、企業年金・個人年金給付について「世帯主」あるいは「配偶者」に男女別が示されている部分にすぎない。

第4に、「就業構造基本調査」や「労働力調査」によると、家族従業者の約8割が女性であるという現状が示されるが、政府統計では世帯主の属性によって世帯が区分され、世帯の構成員をなす複数の労働力を考慮に入れないため、これら家族従業者の状況は把握することができない。自営業として把握したい「事業・内職収入」の「農林漁業収入」、「農林漁業以外の事業収入」は「世帯主」、「配偶者」の男女別にはなっていない。このことは自営業世帯における収入は「個人の労働の対価として支払われる」という考えではなく「世帯全体のもの」という考えによることに起因すると思われる。自営業・農家世帯における女性の世帯内経済力は、勤労者世帯以上に統計に表れないことが明らかとなった。

第5に、これまで、家計・消費、自営・農業等、伝統的に世帯中心に把握されてきた分野は、ジェンダー統計（この場合、Gender disaggregated data）に馴染まないというのが定説であったが、本稿での検討によって、部分的ではあるがその固定観念も徐々に崩れつつある方向に動いているという感がある。

この分野にジェンダー統計のメスを入れることは、男女共同参画の政策化のために現実が必要としていることでもあり、その下地は、本稿で関連して言及した自営業者の所得税法問題や、農家の「家族経営協定」の草の根からの取り組みで作られる。

これらは、女性の世帯内経済力の統計に表れないジェンダー課題の可視化のプロセスで、重要な論点と筆者は考えている。この問題についてさらに敷衍して、本稿を終えたい。

第1に、本稿冒頭で述べたが、2015年までの達成を目標に、MDGsのターゲット・指標として自営業者・家族従業者の数的把握が示され、CEDAWの場でも日本の自営業における家族従業者の労働報酬（給与）を明確にする必要性が当事者NGOから主張されるまでに至った。こうした国際国内動向を今後も追跡してゆかなければならない。

第2に、農林水産省生産局技術普及課発行のメールマガジン（2009年11月発行、第63号）の農林水産省経営局人材育成課発信によると、次期男女共同参画基本計画の策定に向けた内閣府男女共同参画会議専門調査会（2009年8月下旬開催）において、農業部門で展開されている「家族経営協定」の取り組みが評価され、自営業など（家族を基本とする経営全般）にもっと幅広く周知・活用されるべき、との意見が出されたとのことである。残念ながら農業においては「家族経営協定」を推進する役割を担っていた普及体制は大幅に縮小されたという事実があるが、もし、自営業層全般で「家族経営協定」を適用・推進するのであれば（農業における現普及指導員のような推進役を誰が担うのか、といった問題はあろうが）、女性の労働評価を可視化する1つの手段としての役割をもつことが考えられる。この点も今後の筆者の課題としたい。

## 引用文献

- 天野寛子・粕谷美砂子（2008）『男女共同参画時代の女性 農業者と家族』ドメス出版  
伊藤セツ（2008）『生活・女性問題をとらえる視点』法律文化社  
伊藤陽一（1969）「人口と階級—人口統計—」内海庫一

- 郎編『社会科学のための統計学』評論社
- 伊東瑞恵・粕谷美砂子・伊藤セツ (2001)「繭・米の『生産費』統計調査にみる女性労働の反映」『日本家政学会誌』52巻9号, 801-809
- 大竹美登利 (2009)「日本的な男女のライフスタイルにおける生活時間配分格差」堀内かおる編著『福祉社会における生活・労働・教育』明石出版
- 大橋隆憲編著 (1971)『日本の階級構成』岩波書店
- 大橋隆憲 (1979)「階級構成分析の目的」坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』有斐閣
- 粕谷美砂子 (1999)「『1995年農業センサス』のジェンダー視点からの検討—『第2巻 農家調査報告書 総括編』を用いて—」『生活経営学研究』第34巻, 62-70
- 粕谷美砂子 (2001)「日本の現行政府家計統計における農家家計統計の位置—ジェンダー視点からの検討」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』, 第27号, 35-49
- 粕谷美砂子 (2002)「日本の女性農業従事者の農業労働と生活の再生産労働に関する研究—農業ジェンダー統計をツールとして」昭和女子大学博士学位論文
- 粕谷美砂子 (2003)「農業統計におけるジェンダー視角の拡大に向けて—紹介と検討—」『統計学』第84号, 76-92
- 粕谷美砂子 (2008)「農家家計と女性の経済力」伊藤セツ・川島美保『三訂 消費生活経済学』光生館, 77-90
- 粕谷美砂子 (2009)「自営業従事者」独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編『男女共同参画統計データブック 2009 日本の女性と男性』ぎょうせい
- 粕谷美砂子・天野寛子 (2004)「農家家族における家族経営協定の課題—協定締結に至らない家族の事例分析—」『農村生活研究』第47巻第3・4号合併, 29-39
- 粕谷美砂子・伊藤セツ (2002)「ジェンダー視点からみた農業統計再考 (その1)」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第29号, 1-17
- 粕谷美砂子・伊藤セツ (2003)「ジェンダー視点からみた農業統計再考 (その2)」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第30号, 19-32
- 粕谷美砂子・向野美緒・天野寛子 (2008)「農家家族における男女共同参画社会意識の現状—2005年山口県家族経営協定締結者全数調査を用いて—」『農村生活研究』第52巻第1号, 43-58
- 伍賀一道 (2003)「ディーセントワークからみた日本の雇用と労働」『女性労働研究』43号, 21-30
- 酒井興子 (2008)「農業女性の自立を阻むものは何か—税制を中心として—」神奈川大学大学院経済学研究科修士論文
- 杉橋やよい (2009)「ジェンダー統計の現状と課題—日本を中心に」(杉森滉一・木村和範・金子治平・上藤一郎編著『社会の変化と統計情報』北海道大学図書刊行会
- 総務省統計局 (2006)『平成16年 全国消費実態調査報告 第1巻 家計収支編』財団法人日本統計協会
- 総務省統計局 (2009a)『平成20年 家計調査年報《I 家計収支編》』財団法人日本統計協会
- 総務省統計局 (2009b)『平成20年 労働力調査年報 I 基本集計』財団法人日本統計協会
- 千葉悦子 (2008)「書評 『男女共同参画時代の女性農業者と家族』」『女性労働研究』53号, 181-183
- 中道仁美編著 (2008)『女性からみる日本の漁業と漁村』財団法人農林統計出版
- 農林水産省大臣官房統計部 (2007)『2005年農林業センサス 第2巻 農林業経営体調査報告書—総括編—』財団法人農林統計協会
- 農林水産省大臣官房統計部 (2008)『農業経営統計調査報告 平成18年 経営形態別経営統計 (個別経営)』財団法人農林統計協会
- 山田茂編 (2009)『インターネット対応 統計資料集 2009』産業統計研究社
- 堀内光子 (2002)「女性労働に関するILOのとり組みと日本の課題」『女性労働研究』41号, 7-19
- 法政大学日本統計研究所 (2003)「国連ミレニアム開発目標と統計」『研究所報』No. 30
- 宮崎礼子・伊藤セツ編 (1989)『新版 家庭管理論』有斐閣

(かすや みさこ 現代教養学科)